### 令和7年度鳥取大学

# 知と実践の融合による次世代博士人材育成プログラム (TU-SPRING) 令和7年10月支援開始分 募集要項(案)

### 1. TU-SPRING の趣旨

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」の実施機関に採択されたことに伴い、本学では、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程の学生を支援・育成することを目的として、「知と実践の融合による次世代博士人材育成プログラム(TU-SPRING)」を創設し、支援対象となる学生(以下「TU-SPRING学生」という。)を募集します。

本事業では、博士後期課程学生に対する経済支援を行うことで研究に専念できる環境を整備するとともに、研究費の配分により、自由な発想による研究を継続して実施できる環境を整備します。また社会のニーズや変化を踏まえた、実践的な博士課程教育システムを整備し、キャリア開発・育成コンテンツの提供を行い、アカデミアだけでなく、産業界も含めた多様な分野に通用する地域から国際的にも広がる様々な課題を解決できる博士人材の育成を目指します。

#### 2. 募集人数

 医学系研究科 2名

 工学研究科 1名

 連合農学研究科 1名

#### 3. 応募資格

博士課程終了後も、我が国の科学技術・イノベーションの創出に寄与するため、深い専門知識によって課題を解決し、地域から国際社会まで多様なフィールドで活躍する強い意欲を持つものであって、以下の

- (1)~(6)のいずれも満たす者
- (1) 令和7年10月1日時点で博士課程に在籍する者(予定を含む)
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されていない者
- (3) 生活費に係る十分な水準(240万円/年)の奨学金を得ていない者(貸与型は除く)。
- (4) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(240万円/年)で給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていない者
- (5) 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、日本の独立行政法人等から奨学金等の支援を 受ける留学生(JICA 留学生等)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。
- (6) 支援期間を通じて、TU-SPRING が実施する事業に参加できる者

### 4. 支援内容

研究奨励費及び研究費を支給します。

- (1) 研究奨励費 216万円/年(月額 18万円)(生活費相当額) 研究奨励費は、研究に専念できるよう生活費相当額とし、原則月末までに、月額が本人の口座に振り込まれます。
- (2) 研究費 最大30万円/年

### 5. 支援期間

原則として、大学院に在籍する期間(標準修業年限内に限る)とします。

#### 6. 申請書類

- (1) 知と実践の融合による次世代博士人材育成プログラム (TU-SPRING) 申請書 (様式1)
- (2) 指導(予定) 教員からの推薦書(様式2)

### 7. 選考方法

書類審査及び面接審査 (WEB) により選考します。面接審査は令和7年9月中旬を予定しており、選 考結果は令和7年9月末日までに本人宛に通知します。

# 8. 申請締切及び申請方法

- (1) 申請締切:令和7年9月3日(水)17時
- (2)申請書(様式1)をPDF ファイルに変換し、提出フォームより提出してください。PDFのファル名は「氏名\_申請書 202510」(例:鳥大花子\_申請書 202510) としてください。https://forms.gle/2FN1iUvbkgZrNwJ96
- (3)推薦書(様式2)については、申請締切までに、指導(予定)教員から直接、事務局へメールで提出するよう依頼してください。
- (4) 申請書は日本語又は英語で作成してください。

#### 9. TU-SPRING 学生の義務

TU-SPRING 学生には、本学が定める研究倫理教育(earring)を履修した上で、研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、学位取得後の明確なキャリアパス形成のために以下の事項を履行する義務があります。(詳細は、決定後に別途案内します。)

- (1) 年度ごとの研究進捗報告書(指定様式)の提出
- (2) 指導教員とは異なる分野で優れた教育研究実績を有するメンターとの定期的な面談(原則、年4回程度)
- (3) 研究力向上、キャリア開発・育成に関する企画(インターンシップ、企業等との交流会、各種講習会等)への参加
- (4) ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が運営するシステムへの登録
- (5) 支援対象者には支援修了後、JST によるキャリアに関する追跡調査が行われるため、博士人材 データベース (JGRAD) への登録
- (6) JST が運用するデータベース型研究者総覧 (research map) への登録

### 10. 支援の取消

TU-SPRING 学生が以下のいずれかに該当した場合は、受給資格を取り消し、研究奨励費の支給及び研究費の配分を中止します。

- (1)独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用された場合
- (2) 生活費に係る十分な水準(240万円/年)の奨学金を得た場合(貸与型は除く)

- (3) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(240万円/年)で給与・役員報酬等の安定的な収入を得た場合
- (4)国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、日本の独立行政法人等から奨学金等の支援を 受ける留学生(JICA 留学生等)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合
- (5) 研究計画の遂行状況又は TU-SPRING 学生としての義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (6) 修了若しくは退学し、又は除籍になった場合
- (7) 本人から辞退の申し出があった場合
- (8) 鳥取大学大学院学則(平成 16 年鳥取大学規則第 56 号)第 68 条による懲戒又は鳥取大学学生の懲戒等に関する規則(平成 21 年 4 月 8 日鳥取大学規則第 47 号)第 4 条による措置を受けた場合
- (9) 鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則(平成 19 年 3 月 14 日鳥取大学規則 第 27 号)第 2 条に定める研究活動の不正行為が認められた場合
- (10) 鳥取大学における公的研究費等の不正使用の防止等に関する規則(平成19年10月10日鳥取大学規則第129号)第3条に定める公的研究費等の不正使用が認められた場合
- (11)標準修業年限を超過した場合
- (12) 休学した場合。ただし出産・育児・傷病等で、研究を継続することが困難になり休学した場合には、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことがあります。
- (13) その他事業統括が取り消すべき事由があると判断した場合

### 11. 研究奨励費・研究費の返還

支援の取り消しにより、受給資格がないにも関わらず支給を受けた研究奨励費及び研究費があると きは、その支給を受けた金額のうち、受給資格がないものとされる部分の金額を本学に返還しなければ なりません。

# 12. 個人情報の取扱

申請書類等に記載された個人情報(氏名、生年月日、性別その他の個人情報等)は、選考及びプログラム実施のために利用するほか、JST に提供することがあります。また、透明性確保の観点から選抜された TU-SPRING 学生の情報(氏名、研究科等)は本学ホームページに掲載します。

### 13. その他留意事項

- (1) TU-SPRING 学生には TU-SPRING で指定された活動を行うこと等について誓約書を提出していただきます。
- (2) 研究奨励費は税法上の「雑所得」に該当するため、所得税が発生します。大学では源泉徴収は行わないため、TU-SPRING 学生本人が確定申告を行ってください。また、扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者(親等)の勤務先等の担当者に問い合わせてください。なお留学生は、租税条約の手続きを行うことにより確定申告が不要になる場合があります。
- (3) 本学との間には雇用関係はないため、本学では TU-SPRING 学生に対して健康保険等社会保険 の加入手続きを行うことができません。 TU-SPRING 学生は、各自で国民健康保険への加入手続きを行ってください。

- (4)研究費については、本学にて研究費を管理します。指導教員のもとで、本学の会計手続きに従い、 研究計画に沿った支出を行っていただきます。
- (5) 留学生については、日本へ入国できていない場合、博士後期課程学生としての活動についての直接の確認・評価等を行うことが困難なため、研究奨励費及び研究費の支給については、渡日後、翌月1日(1日渡日の場合は当日より)から開始となります。
- (6) TU-SPRINGにより得た研究成果を発表する場合は、TU-SPRINGにより助成を受けたことを表示してください。なお論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

### 【英文】

This work was supported by JST SPRING、 Grant Number JPMJSP2187【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2187 の支援を受けたものです。

(7)給付型奨学金については日本学生支援機構(JASSO)において併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取っていただくようお願いします。また令和5年度以降に JASSO の第一種奨学生として採用された学生については「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細については JASSO のウェブページをご確認ください。 JASSO ウェブページ:

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/index.html

# 14. お問合せ先・推薦書(様式2)提出先

鳥取大学 TU-SPRING 事業担当 (研究推進部研究推進課総務係) tu-spring@ml.adm.tottori-u.ac.jp (@を@に変更してください。)